

# 市有地売却（先着順）募集要項

## 1 売却物件一覧

物件番号	所在地	地目	地積(m <sup>2</sup> )	売却価格
1	松山市古川西三丁目 1101 番 4	水道用地	764 m <sup>2</sup>	5,576 万円

\*受付開始日以降は売却済の場合もあります。

## 2 売却の方法

上記価格にて最も早く申込みした方へ売払いします。ただし、同一の日の午前9時時点で複数の申込がある場合は、抽選により決定します。

## 3 応募申込資格

次のいずれにも該当しない者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に定める者又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で当該認定をした日から2年を経過しないもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は警察当局から排除要請がある者
- (3) 市税の滞納がある者
- (4) 個人及び法人以外の者

## 4 応募申込方法

- (1) 受付期間 平成28年9月23日から平成29年3月31日  
午前9時から午後5時まで  
土・日曜日及び祝祭日を除く
- (2) 提出先 松山市二番町四丁目4番地6  
松山市公営企業局経営管理課財産管理担当  
直接提出すること。\*郵送での申し込みはできません。

### (3) 提出書類

#### [個人]

- ・市有地売払申込書
- ・誓約書
- ・住民票（共有で申込する場合は共有者全員）
- ・身分証明書（共有で申込する場合は共有者全員）

※本籍地の市町村が発行

- ・市税の完納証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・委任状（代理人が申込する場合）

#### [法人]

- ・市有地売払申込書
- ・誓約書
- ・役員等一覧表
- ・商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（共有で申込する場合は共有者全員）
- ・市税の完納証明書
- ・印鑑証明書（会社法人用）
- ・委任状（代理人が申込する場合）

（注）各種証明書は申込日から3ヶ月以内に発行されたものに限りません。なお、提出書類は返還しません。

## 5 契約の締結

- （1）書類選考後、売払決定通知書を交付します。
- （2）売買契約は、売払決定通知書が届いたら10日以内に別紙契約書（案）により締結します。
- （3）売買契約は申込者名義で締結します。
- （4）売買代金の支払いは、契約締結後に一括納付していただきます。
- （5）契約書に貼付する収入印紙は申込者の負担となります。

## 6 所有権の移転等

- (1) 売買代金の納入があったとき所有権が移転するものとし、物件を現状のまま引渡すこととします。
- (2) 所有権移転登記の嘱託は市で行います。
- (3) 所有権移転登記に必要な登録免許税は申込者の負担となります。

## 7 契約上の特約

ア 契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴対法に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ 契約締結の日から10年以内に、売り払う土地の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてア及びイの用途の制限を当該第三者に書面によって承継させなければならない。

エ アからウのいずれかの条件に違反した場合は、市の定める金額を違約金として市に支払わなければならない。

オ アからウのいずれかの条件に違反した場合は、市は売り払った土地を買い戻すことができるものとし、当該土地の所有権移転登記と同時に買戻特約登記を行うものとする。

## 8 その他注意事項

- (1) 建物の建築には建築基準法等の規制がある場合がありますので事前にご確認ください。
- (2) 現地案内及び説明会は行いません。測量図面等必要な場合は経営管理課までお問い合わせください。

## 9 問合せ先

松山市公営企業局 経営管理課 財産管理担当 電話（089）998－9823